

内閣参質一七〇第一七号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出イノベーションの日本語訳の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出イノベーションの日本語訳の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

各府省が国会や国民向けに作成する各種文書については、一般になじみの薄いと考えられる外来語・外国語を、他の分かりやすい語に言い換えたり、必要に応じ注記等により語の説明を行うよう努めることとされているところである。

イノベーションという用語については、独立行政法人国立国語研究所が平成十五年十一月に示した「第二回「外来語」言い換え提案」において、言い換え語を「技術革新」とした上で、その意味を「経済や産業などの発展につながる技術や仕組みの革新」と説明し、その他の言い換え語例として、何が革新されるかに応じて「経営革新」・「事業革新」等の語を用いるか、単に「革新」という語を用いることを提案しており、各府省においては、当該提案を参考とすることとされているところである。

二について

イノベーションの訳語として中華人民共和国で用いられる「創新」という語は、我が国の主要な国語辞典にも掲載されていないことから、我が国と中華人民共和国との交流を踏まえたとしても、イノベーション

ンという用語を言い換える場合の表現として、現在のところ、必ずしも一般的とは言えないものと考える。